

# 「小路小学校安心ルール」

〈基本的な考え方〉

○学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。

○子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことからを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる「より良い社会(学校)」をめざしています。

○第1～4段階の基本となるものは、『体罰・暴力を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

対応段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束ごと	・次の授業の準備をしてから休憩に入る。	・人に親切にする。	・正しい姿勢で話をよく聞く。	・学校のルールを守る。	・校内で小路小のスタンダードモデルになる児童像を児童に提示
第1段階	・オルゴールチャイムの時間内に着席する。	・人の嫌がることをしない。	・言い訳せず素直に反省する。	・物を大切にする。	・その場で注意
第2段階	・授業時間に遅れない。	・からかったり、ひやかしたりしない。 ・無視しない。	・指導を素直に聞く。 ・からかったり、ひやかしたりしない。	・机等に落書きをしない。	・家庭連絡 ・個別指導 ・自己を振り返る活動
第3段階	・授業に関係のない話をするなど授業のじゃまをしない。 ・授業をさぼり、校内でたむろしない。	・物を勝手に使わない。 ・仲間はずれにしない。 ・悪口・かけ口を言わない。 ・こわがるようなことをしたり、言ったりしない。	・指導に対して反抗しない。 ・挑発的な態度をとらない。 ・バカにしたようなことを言わない。	・学校の物をこわさない。 ・夜中に出歩き、俳諧をしない。 ・カードやゲーム等で賭けごとをしない。	・複数の教職員による個別指導 ・数日間の自己を振り返る活動 ・場合によっては別室における個別指導及び学習指導
第4段階	・授業中、故意に妨害をしない。 ・繰り返しテストののじゃまやカンニングをしない。 ・学校をさぼり校外にたむろしない。	・いやがることを無理やりさせない。 ・暴力をふるわない(プロレス技をかけるなども)。 ・物を故意にこわしたり、すてたりしない。	・威嚇するようなことをしたり言ったりしない。 ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるわない。	・万引きやバイクの無免許運転・飲酒・喫煙など法律に違反するようなことを行わない。	・関係諸機関(警察・こども相談センター)と連携し、学校内で指導を行う。 ・状況によっては個別指導教室を活用した指導
	・第4段階よりも重いと思われる事象や違法行為(窃盗や傷害・恐喝行為など)については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。				

